

支部賛助会員制度規程

昭和47年10月11日	制 定	昭和49年10月29日	一部改正
昭和53年2月24日	一部改正	昭和54年6月27日	一部改正
昭和56年2月18日	一部改正	昭和57年2月17日	一部改正
平成4年6月23日	一部改正	平成26年2月27日	一部改正
平成27年11月19日	一部改正	平成29年2月3日	一部改正

(制度の目的)

第 1 条 この制度の目的は、関西地方における土木工学の進歩と発展のための各種調査研究・講習会・研究会・見学会等の総合的な活動内容をより充実し、世論の要望にこたえる支部の強力な運営を推進することにある。

(規定事項)

第 2 条 この規程は、賛助会員制度に関する事項を規定する。

(賛助会員の資格と賛助会費)

第 3 条 賛助会員とは、第1条の目的に賛同し別に定める申込書によって本条第2項に定める賛助会費を納めた団体または個人をいう。

2 賛助会費は、1口（1口年額40,000円）以上とし、毎年度当初に納めるものとする。

3 既納の賛助会費は、いかなる理由があっても返還しない。

(賛助会員の特典)

第 4 条 賛助会員は、次の各号による特典を受けるものとする。

- (1) 賛助会員またはこれの代表者は、幹事会に出席して意見を述べることができる。ただし、この場合あらかじめその内容について文書で提出するものとする。
- (2) 賛助会員は、技術賞授与規則第4条による授賞の対象の受賞者となることができる。
- (3) 賛助会員は、支部運営規程第9条による委託研究の管理費の低減を協議のうえ受けることができる。
- (4) 賛助会員ならびにこれに所属するものは、支部主催ならびに共催の研究発表会・講演会・講習会・研究会・見学会等の行事に土木学会正会員の資格をもって参加することができる。ただし、共催関係等について一部制限される場合がある。
- (5) 賛助会員は、支部行事案内（支部会告）、支部広報刊行物（支部だより等）、支部規程ならびに規則等の無料配付を受けることができる。
- (6) 賛助会員は、刊行物の取扱いに関する内規第6条1項による賛助会員優待券を口数に応じて受けることができる。なお、当学会個人会員は本券を支部主催行事の参加費の補助に使用することができる。ただし使用を制限することがある。
- (7) 賛助会員ならびにこれに所属するものは、図書および資料等の取扱いに関する内規第6条による文献複写、同第7条による閲覧、同第8条による貸出しを利用することができる。

(実施期日)

第 5 条 この規程は、平成29年2月3日より改正実施する。

(規程の細則ならびに内規)

第 6 条 この規程に定めのない事項に関しては、規則ならびに細則・内規による。